

## Hello ! NEW 新居浜アンバサダー設置要綱

### (目的)

第1条 新居浜市シティブランド戦略に基づき、新居浜市民に新居浜に対する誇りと愛着を高めてもらおうとともに、市外にも新居浜市（以下、「市」という。）のファンを増やしていくため、Hello ! NEW 新居浜アンバサダー（以下、「アンバサダー」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 アンバサダーは、次に掲げるいずれかの事項を行うものとする。

- (1) Hello ! NEW 新居浜のロゴマークやシティプロモーションに関する市の事業をSNS等を通じ、多くの方に発信すること。
- (2) 市の魅力、地域資源をSNS等を通じ、多くの方に発信すること。
- (3) シティブランド戦略の実現に向け、市が行うイベント等に参加・協力すること。

### (認定等)

第3条 アンバサダーは、市の魅力、地域資源を積極的に発信する者及び市長が必要であると認めた者のうちから、市長が認定する。

- 2 アンバサダーは、個人及び事業者とする。
- 3 アンバサダーの任期は、特に定めないものとする。

### (報酬等)

第4条 アンバサダーに対する報酬は、支給しない。

### (解嘱)

第5条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、辞任を申し出たとき
- (2) 職務を遂行することが困難であると認められるとき
- (3) その他、アンバサダーとして必要な適格性を欠くと認められるとき

### (守秘義務)

第6条 アンバサダーは、職務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第7条 アンバサダーに関する庶務は、企画部地方創生担当課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。